

国民健康保険料の軽減制度

国民健康保険加入世帯で、総所得金額の世帯合計が一定基準より低い場合「均等割」・「平等割」の軽減を受けることができます。

◆軽減の基準◆

- 7割軽減 世帯の合計基準所得が、33万円以下
- 5割軽減 世帯の合計基準所得が、33万円+24万5千円×被保険者数（世帯主を除く）以下
- 2割軽減 世帯の合計基準所得が、33万円+35万円×被保険者数以下

■軽減世帯の限度額表（総所得金額の世帯合計）

| | | 被保険者の数 | | | | |
|-----|------|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 |
| 軽減率 | 2割軽減 | 68万円以下 | 103万円以下 | 138万円以下 | 173万円以下 | 208万円以下 |
| | 5割軽減 | | 57.5万円以下 | 82万円以下 | 106.5万円以下 | 131万円以下 |
| | 7割軽減 | 33万円以下 | | | | |
| | | 被保険者の数 | | | | |
| | | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 |
| 軽減率 | 2割軽減 | 243万円以下 | 278万円以下 | 313万円以下 | 348万円以下 | 383万円以下 |
| | 5割軽減 | 155.5万円以下 | 180万円以下 | 204.5万円以下 | 229万円以下 | 253.5万円以下 |
| | 7割軽減 | 33万円以下 | | | | |

◇5割・7割軽減は、総所得金額の世帯合計により軽減されます。

ただし、2割軽減※を受けるためには、申請が必要です。

◇被保険者均等割額の減額を行うか否かは、世帯主（国民健康保険に加入・非加入を問いません。）およびその世帯に属する被保険者全員の「総所得金額等の合算額」により判断しますので、収入状況が不明な人がいる世帯については減額できません。このため、平成18年中に収入が全くなかった人や、障害もしくは死亡を支給理由とする年金、恩給、老齢福祉年金を受給している等の非課税所得だけの人についても、「国民健康保険所得申告について」が届いた場合は、必要事項を記入し提出してください。

※2割軽減を受けるためには…

- ◆世帯主による申請が必要です。
- ◆18年中の国民健康保険加入世帯の加入者全員の所得合計が33万円+(35万円×被保険者の人数)以下であること。
- ◎ただし、本年中の所得が大幅に増加すると予想される場合は軽減されません。
(毎年2割軽減基準額より高額な所得があるが、今年だけ2割軽減に該当するような場合)
- ◎該当すると思われる方へ「保険料の減額申請書（2割軽減）」を送付します。（6月下旬送付予定）
期限 （7月15日）までに必ず申請書を提出してください。期限を過ぎると申請しても軽減が受けられません。
- ◎既に、7割・5割軽減に該当している方は、2割軽減には該当しません。

問北勢庁舎 保険年金課 T 72-3829 F 72-3334